様式第１２号（第２７条関係）

|  |
| --- |
| 学習館施設等使用料減免決定通知書 |
| 使用期間 | 　　　　　　年　　　月　　　日　　　時　　　分から　　　　　　年　　　月　　　日　　　時　　　分まで |
| 使用料の額 | 円 |
| 減免の額 | 円 |
| 　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった出雲市立平田学習館の使用料の減免については、上記のとおり決定します。　　　　　　年　　月　　日出雲市長　　　　　　　　　　印　　　申請者　　　　　　　　　　　　様 |

（不服申立てについて）

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定(上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表するものは出雲市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。